

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険(及び介護予防)の給付にかかる**通常1割の自己負担分**(一定所得以上の場合は**2割負担**、また**給付制限適用の場合は所定の負担割合**)と保険給付対象外の費用(居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等)を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険(及び介護予防)の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス(入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション)毎に異なります。

また、**利用者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険(介護予防)給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数、リハビリや栄養管理の加算、また、認知症専門の施設(認知症専門棟加算)で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス(及び介護予防サービス)がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション**の利用に際しては、原則的に居宅支援サービス(介護予防サービス)計画(ケアプラン)を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス(介護予防サービス)計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス(介護予防サービス)計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所(介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕)に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

目次

A. 入所	2
B. (介護予防) 短期入所療養介護	4
C. (介護予防) 通所リハビリテーション	6
別添資料 1 (利用者負担限度額に関して)	8

A 入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額（1割負担の場合） 施設サービス費／日（地域加算を含みます。）

	多床室（相部屋）	個室
要介護1	810円	733円
要介護2	860円	780円
要介護3	925円	845円
要介護4	979円	899円
要介護5	1034円	953円

※ 介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

- *ただし、入所後30日間に限り初期加算として、上記施設サービス費に1日につき32円加算されます。
- *サービス提供体制強化加算（介護職員の総数のうち、介護福祉士を50%以上配置）として上記施設サービス費に1日につき13円加算されます。
- *各単位ごとに固定した職員を配置した認知症専門棟に入所の場合は上記施設サービス費に1日につき81円加算されます。
- *栄養ケア・マネジメントによる栄養管理として上記施設サービス費に1日につき15円加算されます。
- *短期集中リハビリテーション（入所後3月以内）実施の場合は上記施設サービス費に1日につき253円加算されます。
- *在宅復帰を目的とした認知症の利用者に対して、認知症短期集中リハビリテーション（入所後3ヶ月以内1週3日限度）を実施した場合は上記施設サービス費に1回につき253円加算されます。
- *外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて382円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。
- *医師の指示に基づく療養食を提供した場合には1日につき19円加算されます。
- *若年性認知症に該当される方は若年性認知症受入加算として上記施設サービス費に1日につき127円加算されます。
- *ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。
- *肺炎・尿路感染症・带状疱疹のご利用者に対し、投薬・検査・注射・処置などを行った場合、上記施設サービス費に1日につき322円加算されます（1月1回連続する7日を限度として）。
- *地域連携診療計画管理料等を算定し病院を退院されたご利用者に対して、病院が作成した診療計画に基づきご利用者の治療などを行い、病院に診療情報を文書にて提供した場合に1回を限度として上記施設サービス費に317円加算されます。
- *入所予定日前30日以内または入所後7日以内にご利用者が退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合、入所中1回を限度として上記施設サービス費に485円加算されます。
- *介護職員処遇改善加算として、所定単位数（基本サービスと加算サービス）を基に金額を算出し、その1割をご負担いただきます。

*退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

- ① 利用者等に退所前後の療養指導を居宅等に訪問して指導を行った場合 485 円
- ② 利用者等に退所後の療養指導を行い、利用者の主治医、または、居宅介護支援事業者、または、社会福祉施設等に対し、文書をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合 527 円
- ③ 利用者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合 422 円
- ④ 利用者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供し、且つ、当該事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合 527 円

2 利用料

- ① 食費／1日 * 1,380 円
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費(療養室の利用費)／1日 *
 - ・ 従来型個室 (一般療養棟個室) 1,640 円
 - ・ 多床室 (相部屋) 500 円(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
※外泊時にも居住費はお支払いいただくこととなります。

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

- ③ 入所者が選定する特別な療養室料／1日(税込) 個室 2,160 円・2人室 1,080 円
個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。
- ④ 日常生活品費／1日 200 円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 教養娯楽費／1日 250 円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 理美容代
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
 - ・ カット 2,500 円／1回
 - ・ パーマ 3,500 円／1回
 - ・ 顔剃り 500 円／1回
 - ・ 白髪染め 3,500 円／1回
 - ・ 洗髪 400 円／1回
 - ・ ヘアマニキュア 3,500 円／1回
- ⑦ その他の費用
 - * 電話料 個室は電話機を設置、使用分が実費負担です。
事務所で電話をご利用いただいた場合は10円/回お支払いいただきます。
 - * 電気料 個人的に使用する機器等にかかる料金1品につき 108 円/日(税込)
 - * 文書料 定形 2,160 円/通(税込)
持ち込み 3,240 円/通(税込)

B 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額（1割負担の場合）

① 短期入所療養介護の施設サービス費／日（地域加算を含みます。）

	多床室（相部屋）	個室
要介護1	868円	791円
要介護2	918円	838円
要介護3	983円	903円
要介護4	1036円	957円
要介護5	1092円	1011円

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

- *各単位ごとに固定した職員を配置した認知症専門棟に入所の場合は上記施設サービス費に1日につき81円加算されます。
- *サービス提供体制強化加算（介護職員の総数のうち、介護福祉士を50%以上配置）として上記施設サービス費に1日につき13円加算されます。
- *医師の指示に基づく療養食を提供した場合には上記施設サービス費に1日につき25円加算されます。
- *入退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき194円加算されます。
- *個別リハビリテーション実施の場合は上記施設サービス費に1日につき253円加算されます。
- *若年性認知症に該当される方は若年性認知症受入加算として上記施設サービス費に1日につき127円加算されます。
- *ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。
- *重度療養管理として療養上必要な処置を行った場合、上記施設サービス費に1日につき127円加算されます。（要介護4要介護5の方に限る）
- *介護職員処遇改善加算として、所定単位数（基本サービスと加算サービス）を基に金額を算出し、その1割をご負担いただきます。

② 介護予防短期入所療養介護の施設サービス費／日（地域加算を含みます。）

	多床室（相部屋）	個室
要支援1	641円	606円
要支援2	804円	755円

※介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。

- *サービス提供体制強化加算（介護職員の総数のうち、介護福祉士を50%以上配置）として上記施設サービス費に1日につき13円加算されます。
- *医師の指示に基づく療養食を提供した場合には上記施設サービス費に1日につき25円加算されます。
- *個別リハビリテーション実施の場合は上記施設サービス費に1日につき253円加算されます。

- * 若年性認知症に該当される方は若年性認知症受入加算として上記施設サービス費に1日につき127円加算されます。
- * 入退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき194円加算されます。
- * ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。
- * 介護職員処遇改善加算として、所定単位数（基本サービスと加算サービス）を基に金額を算出し、その1割をご負担いただきます。

2 利用料

① 食費／1食 *

・朝食 280円 ・昼食 500円 ・おやつ 100円 ・夕食 500円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 滞在費（療養室の利用費）／1日 *

・ 従来型個室 (一般療養棟個室) 1,640円
 ・ 多床室 (相部屋) 500円

(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

* 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

③ 入所者が選定する特別な療養室料／1日(税込) 個室 2,160円・2人室 1,080円
 個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

④ 日常生活品費／1日 200円
 石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ 教養娯楽費／1日 250円
 倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥ 理美容代

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

・カット	2,500円／1回	・パーマ	3,500円／1回
・顔剃り	500円／1回	・白髪染め	3,500円／1回
・洗髪	400円／1回	・ヘアマニキュア	3,500円／1回

⑦ その他の費用

* 電話料 個室のみ電話機を設置、使用分が実費負担となります。
 事務所で電話をご利用いただいた場合は10円/回お支払いいただきます。

* 電気料 個人的に使用する機器等にかかる料金1品につき108円/日(税込)

* 文書料 定形：2,160円/通(税込) 持ち込み：3,240円/通(税込)

C 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額（地域加算を含む。1割負担の場合）

① 通所リハビリテーションの自己負担額

	6時間以上 8時間未満	4時間以上 6時間未満	3時間以上 4時間未満	2時間以上 3時間未満
要介護1	774円	596円	474円	362円
要介護2	933円	710円	555円	425円
要介護3	1,090円	770円	636円	485円
要介護4	1,251円	936円	718円	544円
要介護5	1,409円	1049円	799円	604円

- * 通所リハビリテーション計画上入浴介助を行なうこととなっており、入浴中の観察を含む、介助を行った場合は、1日につき54円加算されます。
- * 医師及び理学療法士等並びにその他の職種の者が、共同でリハビリテーション実施計画を作成し、評価及び見直しを行った場合は、リハビリマネジメントとして1月につき246円加算されます。
- * 医師及び理学療法士等並びにその他の職種の者が、共同でリハビリテーション実施計画等を作成し、リハビリテーション会議で利用者の状況等に関する情報を指定居宅サービスの担当者、その他関係者と情報共有や助言などを行う場合、開始月から6ヶ月以内は1,088円/月 開始から6ヶ月超は747円/月が加算されます。
- * 短期集中個別リハビリ加算として、退院・退所日又は認定日から3月以内に行われる1回あたり20分以上（1日あたり40分）の個別リハビリテーションに対し118円が加算されます。
- * 認知症の利用者に対して、認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合は1日につき256円が加算されます。（退院・退所日又は通所開始日から3月以内で1週2回限度。）
- * 認知症の利用者に対して、認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合は1月につき2,047円が加算されます。（退院・退所日又は通所開始日から3月以内で1月4回以上）
- * 生活行為の内容の充実を図るための目標やリハビリ計画等を定めてリハビリテーションを実施した場合、開始から3ヶ月以内は2,132円/月 3ヶ月以上6ヶ月以内は1,066円/月が加算されます。（生活行為向上リハビリテーション実施加算）
- * 生活行為向上リハビリテーション実施加算算定後（開始6ヶ月超）も通所リハビリテーションを継続利用した場合は6カ月間に限り所定単位数に15/100を乗じた単位数を減算します。
- * 若年性認知症利用者に対して、通所リハビリテーションを行なった場合には、1日につき64円が加算されます。
- * 利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合には、3月以内の期間に限り、1月に2回を限度として1回につき160円が加算されます。ただし、低栄養状態が改善せず、サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については加算が継続されます。
- * サービス提供体制強化加算（介護職員の総数のうち、介護福祉士を40%以上配置）として上記施設サービス費に1日につき13円加算されます。
- * 重度療養管理として療養上必要な処置を行った場合、1日につき107円加算されます。（要介護4要介護5の方に限る）
- * 送迎を事業所が行わない場合、片道につき51円減算されます。
- * 介護職員処遇改善加算として、所定単位数（基本サービスと加算サービス）を基に

金額を算出し、その1割をご負担いただきます。

② 短時間通所リハビリテーション [1時間以上2時間未満] の自己負担額

・要介護1	351円
・要介護2	382円
・要介護3	414円
・要介護4	445円
・要介護5	478円

- *理学療法士等体制強化加算として1日につき32円加算されます。
- *医師及び理学療法士等並びにその他の職種の者が、共同でリハビリテーション実施計画を作成し、評価及び見直しを行った場合は、リハビリマネジメントとして1月につき246円加算されます。
- *医師及び理学療法士等並びにその他の職種の者が、共同でリハビリテーション実施計画等を作成し、リハビリテーション会議で利用者の状況等に関する情報を指定居宅サービスの担当者、その他関係者と情報共有や助言などを行う場合、開始月から6ヶ月以内は1,088円/月 開始から6ヶ月超は747円/月が加算されます。
- *短期集中個別リハビリ加算として、退院・退所日又は認定日から3月以内に行われる1回あたり20分以上(1日あたり40分)の個別リハビリテーションに対し118円が加算されます。
- *認知症の利用者に対して、認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合は1日につき256円が加算されます。(退院・退所日又は通所開始日から3月以内で1週2回限度。)
- *認知症の利用者に対して、認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合は1月につき2,047円が加算されます。(退院・退所日又は通所開始日から3月以内で1月4回以上)
- *若年性認知症利用者に対して、通所リハビリテーションを行なった場合には、1日につき64円が加算されます。
- *サービス提供体制強化加算(介護職員の総数のうち、介護福祉士を40%以上配置)として上記施設サービス費に1日につき13円加算されます。
- *重度療養管理として療養上必要な処置を行った場合、1日につき107円加算されます。(要介護4要介護5の方に限る)
- *送迎を事業所が行わない場合、片道につき51円減算されます。
- *介護職員処遇改善加算として、所定単位数(基本サービスと加算サービス)を基に金額を算出し、その1割をご負担いただきます。

③ 介護予防通所リハビリテーションの自己負担額

[月額利用料] (入浴、送迎サービスを含む。)

・要支援1	1,932円
・要支援2	3,961円

- *運動器の機能向上を目的としたリハビリテーションを行なった場合は1月につき240円加算されます。
- *低栄養状態の改善等を目的とした栄養管理を行なった場合は1月につき160円が加算されます。
- *サービス提供体制強化加算(介護職員の総数のうち、介護福祉士を40%以上配置)として上記施設サービス費へ1月につき次の料金が加算されます。

- ・要支援1 52円
- ・要支援2 103円

*運動機能向上を目的としたリハビリテーション及び低栄養状態の改善等を目的とした栄養管理の双方を行なった場合は、1月につき512円加算されます。

*介護職員処遇改善加算として、所定単位数（基本サービスと加算サービス）を基に金額を算出し、その1割をご負担いただきます。

2 利用料

- ① 食費 600円
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

- ② 日常生活品費／1日 150円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、フェイスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

- ③ 教養娯楽費／1日 150円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

- ④ 理美容代
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施前、もしくは、実施後に理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。（通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に理美容のご利用はできません。）
- | | |
|----------------|--------------------|
| ・カット 2,500円／1回 | ・パーマ 3,500円／1回 |
| ・顔剃り 500円／1回 | ・白髪染め 3,500円／1回 |
| ・洗髪 400円／1回 | ・ヘアマニキュア 3,500円／1回 |

- ⑤ おむつ代
利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- | | |
|-------------|----------------|
| ・布オムツ 50円／枚 | ・パンツ式 180円／枚 |
| ・紙オムツ 80円／枚 | ・オムツカバー 125円／枚 |
| ・パット 50円／枚 | |

- ⑥ 文書料
- | | |
|------|--------------|
| 定形 | 2,160円／通（税込） |
| 持ち込み | 3,240円／通（税込） |

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには次のような方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第 2 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方
 - 【利用者負担第 3 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 2 段階以外の方
(課税年金収入額が 80 万円超 266 万円未満の方など)

※平成 27 年 8 月 1 日より、次の要件が新たに追加されています。

(1) 配偶者の所得の勘案

申請された被保険者と同一の世帯に属さない配偶者についても、市町村民税非課税であること。（世帯分離をしている場合や事実婚も含みます。）

(2) 預貯金等の勘案

預貯金等の資産が単身で 1000 万円、夫婦で 2000 万円以下であること。なお、預貯金等の範囲とは、

- ・ 預貯金（普通・定期）
- ・ 有価証券（株式・国債・地方債・社債など）
- ・ 金や銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- ・ 投資信託
- ・ タンス預金
- ・ 負債（借入金・住宅ローンなど）

となります。なお、負債については、資産の合計額から控除する取り扱いとなります。

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料 単位：円）

	食 費	居住費・滞在費（利用する療養室のタイプ）	
		個室（従来型）	多床室
利用者負担第1段階	300	490	0
利用者負担第2段階	390		370
利用者負担第3段階	650	1,310	

- ◎ その他の負担軽減策として、1割負担の合計金額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組み（高額介護サービス費の支給）があります。

介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

平成 年 月 日

医療法人 一祐会
介護老人保健施設ハーモニー
施設長 殿

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

< 扶養者または身元引受人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

< 連帯保証人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係 ()

介護老人保健施設のサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設ハーモニー利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

記

1. 介護老人保健施設ハーモニーの諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設ハーモニーに対し一切迷惑をかけません。

以上

* 特別室利用時に係る利用者負担の同意

入所・短期入所療養介護の利用に際し、特別室を利用（ します ・ しません ）
特別室室料（ 1. 個室 2,160 円／日 2. 二人部屋 1,080 円／日 ）

説明者 _____